

# 富加町社会教育施設利用再開における新型コロナウイルス

## 感染拡大防止ガイドライン

令和2年7月1日

(改訂)令和2年11月1日

(改訂)令和3年5月1日

(改訂)令和3年7月1日

(改訂)令和3年12月1日

(改訂)令和4年1月21日

富加町教育課教育係 タウンホールとみか

### 1. 趣旨

富加町社会教育施設における利用制限の緩和(再開)と感染拡大防止対策に関する方針を策定し、この方針をもとに各施設において感染拡大防止対策を徹底する。

### 2. 利用制限(以下に該当する者の利用を認めない)

- ・37.5度以上または平熱比1度超過の発熱がある者
- ・息苦しさ(呼吸困難)や強いだるさがある者
- ・軽度であっても咳、咽頭痛等の症状がある者
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と濃厚接触がある者
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある者
- ・その他、富加町教育委員会にて利用の制限が必要と判断した者

### 3. 感染防止対策

- ・利用責任者は利用者全員の体調を把握すること。
- ・施設利用前後の手洗い、手指の消毒を徹底して行うこと。
- ・活動中はマスクを着用すること。
- ・利用者の位置が固定できない場合、利用者間の身体的間隔は可能な限り2メートル、最低でも1メートル以上を目安に確保すること。
- ・複数の窓・ドア等を開けて30分に1回以上の換気を行うこと。
- ・施設内での飲食は原則控えること(水分補給等を除く)。
- ・水分補給等の際は飲み物・コップの共有はしない。
- ・施設利用時に出たごみは袋等で密閉し持ち帰ること。
- ・対面での会話は最小限にすること。
- ・利用責任者は利用日ごとに名簿を作成すること。  
ただし、代表者が利用者全員の連絡先を把握している場合には作成不要とする。
- ・利用責任者は施設利用後に「施設利用チェックシート」に必要事項を記入し、施設管理

者に提出すること。

・施設利用後は施設の清掃及び共用備品(机、椅子等)、手すり、ドアノブ等の利用者が触れた部分の消毒を必ず行うこと。

※備品の消毒は、施設に設置されている備品消毒セットを用いること。

・鍵の借用及び返却は利用責任者が行うこと。

#### 4. 施設の利用人数の制限(下表の通り)

施設名		人数制限	
タウンホールとみか	大ホール	舞台客席	280
		舞台	(舞台・客席の合計人数)
		講師控室	2
		楽屋1	3
		楽屋2	3
		相談室1	3
		相談室2	3
		小ホール	45
		会議室	6
		和室	15
		視聴覚室	12
南公民館		第1和室	10
		第2和室	10
		第3和室	10
		講義室	15
		中会議室	30
西公民館		和室	20
		洋会議室	20
		調理室	10
東公民館		和室	20
		洋会議室	20
		調理実習室	10

※西公民館調理室及び東公民館調理実習室の利用可能とするが、調理後の飲食等、調理室を含む全施設内での飲食(水分補給を除く)は控えること。

※大声を伴うイベント等における利用については個別に打ち合わせを行い、別途感染対策について町教育委員会より指示する場合がある。

## 6. 図書室について

- ・利用可能時間は選書のための閲覧を含め、入室から3時間程度とする。
- ・本の貸出しは個人カード1枚につき、図書20冊、雑誌5冊を上限とし、貸出期間は3週間とする。
- ・学習室の利用は入室から3時間程度とし、備え付けの利用者名簿に氏名、居住市町村、連絡先を記入することで指定された席での利用を可能とする。利用中の感染対策は本ガイドライン3. 感染防止対策に準じて講じるものとする。